

策定にあたって

容器包装に関わる特定事業者は、容器包装の3R推進のために、自主行動計画を策定して、容器包装の軽量化、薄肉化などリデュースやリサイクルの目標を設けて、様々な取り組みを進めてきました。

容器包装を利用・製造する特定事業者は、下記に示した容器包装に求められる本来の機能・役割を発揮し、かつ環境負荷の低減に資する容器包装の環境配慮設計の更なる深化の取り組みが必要になっております。

プラスチック容器包装(以下、プラ容器包装という)には、他の容器包装の素材に比べて様々な材質があり、多くの場合、各材質の特質を生かし、組み合わせることで、中身製品が求める機能を発揮してきました。

その経験から、プラ容器包装の環境配慮にあたっては、軽量化だけではなく、様々な視点からの取り組みが求められてきました。しかしながら、プラ容器包装のあるべき環境配慮とは何かを示す統一的な指針は、これまで整備されておりませんでした。

本指針は、プラ容器包装の本来の特質を踏まえた、プラ容器包装の環境配慮とはどうあるべきかを体系立てて、プラ容器包装に係る環境配慮設計の考え方を示し、特定事業者の自主的な取り組みに資するとともに、その成果を消費者等に情報提供して行くための総括的な指針です。

容器包装の機能・役割【(公社)日本包装技術協会刊,包装早わかりを参考に作成】

- ① 容器包装はガードマン＝内容物の保護
外的環境からの中身製品の保護及び品質の維持・中身製品のロスを減らす。ごみの減量化効果もある。
- ② 容器包装はヘルパー＝取扱いの便利
使う人への配慮・小分け機能・高齢者や子供等にも扱い易い・効率的な輸送が図れる・山間部等の遠隔地にも届け易くする。
- ③ 容器包装はセールスマン・コミュニケーター＝情報の提供
中身製品の情報を適切に提供・他の製品との混同や異物の混入を防止
容器包装によって、中身製品の付加価値、ブランド価値を適切に表現できる。

プラスチック容器包装の環境配慮に関する自主設計指針（暫定版）

第1章 目的

本指針は、プラスチック容器包装（以下、プラ容器包装という）及びプラ容器包装を用いたすべての製品に共通する環境配慮設計の考え方を総括的に示し、特定事業者の自主的な取り組みに資するとともに、その成果を消費者等に情報提供して行くための指針である。

第2章 対象になるプラスチック容器包装

本指針の対象となるプラ容器包装とは、中身製品に付されているプラスチック製の容器及び包装であって、中身製品が消費されたり、中身製品と分離された場合には不要になるもので、ボトル、キャップ、パック、カップ、ラベル、フィルム・袋類、ラップ、チューブ、シールなどをいう。

第3章 プラスチック容器包装の環境配慮設計

プラ容器包装がカバーする用途分野は、多岐に亘り、形態も様々である。プラ容器包装の環境配慮設計とは、対象のプラ容器包装に求められる本来の機能・役割を果し、かつ容器包装及び中身製品の環境負荷の低減にも資するプラ容器包装の設計をいう。

第4章 プラスチック容器包装の特性

プラ容器包装の環境配慮設計に際しては、プラ容器包装の特性を踏まえることが重要である。プラ容器包装は、材料設計の多様性、循環資源性とエネルギー資源としての有用性など、他の資源にはない価値を有する。

- ① プラ容器包装には、多くのプラスチック素材やプラスチック以外の素材なども使われている。特に、中身製品保護の観点から、様々な材質を組み合わせた複合材質のプラ容器包装は、少ない材料で効果的な機能を発揮する。
- ② プラスチックのマテリアルリサイクル手法には、いわゆる材料リサイクルとケミカルリサイクルがある。
- ③ 循環資源としてのリサイクル性と石油由来の有効なエネルギー資源の二つの価値を合わせ持つ。

第5章 自主設計指針の考え方

環境配慮設計の自主取り組みに際しては、製品の特性を考慮し、付属書1（容器包装に係る環境配慮設計指針の取り組みの参考例）及び付属書2（プラ容器包装の製造工程イメージ図）を参考に、特定事業者が自らの責任で、環境負荷の低減を推進することが望ましい。

また、いわゆる容器包装の3Rは、環境配慮設計の一部と位置付ける。

第6章 会員団体の取り組み

本指針に基づく取り組みに際しては、分野毎の特定事業者で構成する会員団体で、それぞれの製品の特性を考慮して、進めることが適切である。

第7章 成果の取りまとめ

取り組み成果は、各会員団体を通じてプラスチック容器包装リサイクル推進協議会（以下、プラ推進協議会）が、全体を取りまとめる。

第8章 消費者等への情報提供

本指針に基づく取り組み成果は、プラ推進協議会が、適宜消費者、自治体等の各主体に情報提供し、相互理解と連携を深める一助とする。

※ 参考規格として、JIS規格 JIS Z-0130-1、JIS Z-0130-2、JIS Z-0130-3を示す。また JIS Z-0130 規格に関する追加的な規格が発効された場合は、その規格も参考にする。

以上